

総社市国保

健康で 1万円キャッシュバック

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、その運営の健全化に貢献し、積極的に健康の推進に努めた世帯に、総社市国民健康保険健康推進奨励金を支給します。支給額は対象世帯に対し1万円です。

受け取れる要件は？

次の3つの要件を満たす、総社市国民健康保険加入世帯に支給されます。

- ① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間で、被保険者が**保険診療を受けなかった世帯**
- ② ①の期間で、40歳以上の被保険者(特定健康診査の対象者)がいるときは、対象者全員が**特定健康診査を受けた世帯**
- ③ 国民健康保険税を完納している世帯



いつもらえるの？

平成26年11月ごろ、総社市役所窓口で、現金をお渡しする予定です。

支給対象となる世帯主には、事前に、支給通知書をお送りします。



問い合わせ先

事業の内容について 市民課保険年金係 (TEL92-8257)
特定健康診査の受付 健康づくり課健康増進係 (TEL92-8259)

「総社市国保 健康で 1万円キャッシュバック」は、生活習慣病の重症化を防ぐことにより、市民の生活の質を維持し、同時に、医療費の高額化を防ぐことを目的とした、全国初の取り組みです。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、特定健康診査は、個人が生活習慣を振り返る絶好の機会です。

まず、特定健康診査を受ける。これが、市民の皆さんの健康保持、医療費削減のスタートであり、とても大切なことです。

総社市国民健康保険では、1年間、保険診療を受けていない世帯を表彰する、優良世帯表彰を実施していましたが、この事業について、平成25年2月、総社市国民健康保険運営協議会から、「疾病予防や重篤化を防ぐなどの観点から、優良世帯表彰は、国民健康保険運営の健全化に貢献しているといえないのではないか。この事業を廃止し、健康増進事業や予防事業にその費用を充てるべき。」との意見をいただきました。

この意見を踏まえ、様々な角度から、研究や考察を重ねている中で、1年間、保険診療を受けていない世帯の健康度を測ろうと、特定健康診査の受診状況に着目しました。

しかし、**1年以上、保険診療を受けていない世帯の特定健康診査の受診率は、約8%**で、健康度を測るデータさえ、十分にありませんでした。

健診も医療も受けていない方の健康度はわかりません。

医療を受けていない方の中には、生活習慣病予備者や重い病気にかかっている方がいる可能性があります。病気の発見が遅れ、重症化すると、高額な医療費が必要になる上、生活の質が、著しく落ちてしまいます。

例えば、糖尿病が重症化し、人工透析を始めると、1週間に何度も、治療を受けなければならなくなります。また、その医療費は、1人年間 約500万円です。

健康な生活を守り、医療費を削減するために、特定健康診査の受診は本当に大切です。

特定健康診査の受診率向上への動機付けや、健診そのもののPRにつながる、また、健康や医療費の削減への先行投資として、本事業を実施することにいたしました。

(本事業の実施について、平成25年8月22日開催の総社市国民健康保険運営協議会で承認を得ています。)



(担当部署)

総社市市民環境部市民課保険年金係

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

TEL 0866-92-8257 (直通)

FAX 0866-92-9882

E-mail shimin@city.soja.okayama.jp